

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	三九
○福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則	三九
告示	三九
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件七件	三九
○道路の区域を変更する件六件	三九
○道路の供用を開始する件四件	三九
公告	三九
○肥料の登録の有効期間を更新した件	三九
○都市計画を変更する件	三九
○福島県教育委員会教育長	三九
○一般競争入札を行う件	三九

## 規則

福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第三十五号

#### 福島県がん対策推進審議会規則の一部を改正する規則

福島県がん対策推進審議会規則（平成三十年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「健康増進課」を「健康づくり推進課」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

## 告示

### 福島県告示第三百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五〇番地一七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルト平白土店 福島県いわき市平字作町三丁目一番地八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商

業労政課に備えて縦覧に供する。  
令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC高坂店 福島県いわき市内郷高坂町八反田一番地一八ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルトSC湯長谷 福島県いわき市常磐下湯長谷町道下四番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月八日から同年十二月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野一丁目三五

- 番地一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供す  
る。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字湯 野上字大道上ノ山甲一 二二番一地从先から 同 郡同 町大字湯 野上字大比戸甲一一九 番一地从先まで	変更前 変更後	九・〇 三三・一 一三・〇 三九・九	五七七・八 五七七・八

(道路計画課)

福島県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県南会津建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供す  
る。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	南会津郡南会津町長野 字下大沢三五九番一 〇地先から 同 郡同 町田島 字八千窪一六四八番六 地先まで	変更前 変更後	二八・〇 九二・九 三八・二 一〇一・三	一、四〇一・九 一、四〇一・九

(道路計画課)

福島県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	本宮市本宮字兼谷五四 番地先から 同 市糠沢字赤木二六 〇番四地先まで	変更前 変更後	四・七 三一・九 四・七 一一九・八	八一七・八 八一七・八 九六二・三 九六二・三

(道路計画課)

福島県告示第三百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 熱海線	本宮市本宮字兼谷平一 八〇番地先から 同 市仁井田字吹上二 八番一地先まで	変更前 九・八 三三・七 変更後 九・八 三三・七	九・八 三三・七	二五〇・〇 二五〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道須賀 川二本松 線	本宮市仁井田字吹上三 六番一〇番地先から 同 市本宮字兼谷平一 八〇番地先まで	変更前 九・八 四六・四 変更後 九・八 四六・四	九・八 四六・四	二二六〇・〇 二二六〇・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道日下 石新沼線	相馬市小泉字根岸七五 五番一〇地先から 同 市新沼字坪ヶ迫二 〇一番三三三番地先まで	変更前 一四・三 七三・〇 変更後 一四・三 六一・八	一四・三 七三・〇	六二〇・八 六二〇・八

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松金屋線	本宮市本宮字兼谷一九八番一〇地先から 同 市糠沢字赤木二六〇番四地先まで	令和元年十一月八日

(道路計画課)

**福島県告示第三百六十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮熱海線	本宮市本宮字兼谷平一八〇番地先から	令和元年十一月八日

同 市仁井田字吹上二八番一地先  
まで

(道路計画課)

福島県告示第三百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道須賀川二本松線	本宮市仁井田字吹上三六番一地从先から 同 市本宮字兼合平一八〇番地先まで	令和元年十一月八日

(道路計画課)

福島県告示第三百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和元年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道日下石新沼線	相馬市小泉字根岸七五五番一〇地先から 同 市小泉字高池五二二番四地先まで	令和元年十一月八日

(道路計画課)

公 告

公告第三百三十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和元年十一月八日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
801	混合有機質肥料	混合有機質肥料330号	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和4年11月7日
802	混合有機質肥料	混合有機質肥料530号	5.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和4年11月7日
841	混合有機質肥料	ネオユーキ940	9.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びそ	ミズホユーキ有限公司	茨城県土浦市都町一丁目	令和7年11月6日



- (4) 国、地方自治体等において、この公告に示した仕様に合致したシステム運用業務又はこれと同程度のシステム開発、販売及びサポートについて、3に掲げる日から5年以内に履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月19日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年11月19日(火)午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁教育総務課  
電話024-521-7759
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和元年11月8日(金)から同月15日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書の配布場所等  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。なお、福島県教育庁ホームページからダウンロードして入手することができる。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙38枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年11月13日(水)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札書の提出場所等  
(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
(2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年12月19日(木)午前10時 福島県庁西庁舎9階教育委員会  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年12月18日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be leased: Electronic attendance management system for employees at prefectural educational institutions

including its creation and operation 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 19 December 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 December 2019

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Affairs Section,  
Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho,  
Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7759

(教育総務課)